

# 電気供給約款

(九州管内)

芝浦電力株式会社

平成 28 年 4 月 1 日 実施

平成 30 年 10 月 1 日 改訂

I	総 則	1
1	適 用	1
2	定 義	1
3	単位および端数処理	3
4	実 施 細 目	3
5	本約款の変更	3
II	契約の申込み	4
6	需給契約の申込み	4
7	需給契約の成立および契約期間	4
8	需 要 場 所	5
9	需給契約の単位	5
10	供 給 の 開 始	5
11	供 給 の 単 位	5
12	承 諾 の 限 界	5
III	料 金	6
13	料 金	6
IV	料金の算定および支払い	6
14	料金の適用開始の時期	6

15	検 針 日 .....	6
16	料金の算定期間 .....	6
17	使用電力量等の計量 .....	7
18	料 金 の 算 定 .....	7
19	日 割 計 算.....	7
20	料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限 .....	8
21	料金その他の支払方法.....	9
22	延 滞 利 息.....	10
23	保 証 金 .....	10
V	使用および供給 .....	11
24	適正契約の保持 .....	11
25	需要場所への立ち入りによる業務の実施 .....	11
26	電気の使用にともなうお客さまの協力.....	11
27	供 給 の 停 止 .....	12
28	違 約 金 .....	12
29	供給の中止または使用の制限もしくは中止 .....	12
30	制限または中止の料金割引 .....	13
31	損害賠償の免責 .....	13

32	設備の賠償	14
VI	契約の変更および終了	14
33	需給契約の変更	14
34	名義の変更	14
35	お客さまからの需給契約の解約	14
36	供給開始後の需給契約の変更または解約に伴う料金及び工事費の精算	15
37	解約等	15
38	需給契約消滅後の債権債務関係	16
VII	その他	16
39	工事費負担金	16
40	計量器等の取付け	16
41	需給開始に至らないで需給契約を解約する場合等の費用の申受け	17
42	反社会的勢力との取引排除	17
43	契約の解除	18
44	個人情報の保護	18
45	著作権等	19
46	広告電子メール等の送信等	19
47	準拠法	20

48 専属的合意管轄裁判所.....	20
附則.....	21
別表.....	22
1 再生可能エネルギー発電促進賦課金.....	22
2 燃料費調整.....	22

# I 総 則

## 1 適 用

- (1) この電気供給約款（以下「本約款」といいます。）は、低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、一般送配電事業者の供給区域（ただし離島は除きます。）内の需要場所に電気を供給する際の電気料金その他の供給条件等を定めたものです。
- (2) お客さまおよび当社は、本申込書および本約款その他のお客さまと当社が契約の内容とすることに別途合意した事項（以下総称して「本契約」といいます。）に定められた事項を遵守するものとします。
- (3) 当社と需給契約を締結するお客さまは、託送供給約款における需要者に関する規定を遵守していただきます。

## 2 定 義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧  
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 電 灯  
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (3) 小 型 機 器  
主として住宅、店舗、事務所等において单相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (4) 動 力  
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (5) 契約負荷設備  
契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (6) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

(8) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(9) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(10) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(11) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条に定める賦課金をいいます。

(13) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(14) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(15) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日

までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(16) 供給地点特定番号

一般送配電事業者により定められた供給地点を特定する番号をいいます。

### 3 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

### 4 実施細目

本約款の実施上必要な細目的事項は、本約款の趣旨に則り、そのつどお客さまとの協議によって定めます。

### 5 本約款の変更

- (1) 一般送配電事業者の定める託送供給約款が改訂された場合、または法令・条例・規則等の改正により本約款の変更の必要が生じた場合、加えてその他当社が必要と判断した場合には、本契約期間中であっても、本約款を契約者の同意なく変更することができるものとし、その場合の電気料金その他の供給条件は、変更後の約款及び料金によります。なお、変更後の約款は当社のホームページに掲載いたします。
- (2) 本約款を変更する場合、(3) に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結後の書面交付を、以下の通り行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
  - ① 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、イン

ターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

② 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

- (3) 本約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更をとみなさない内容である場合には、契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。

## II 契約の申込み

### 6 需給契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気需給契約の締結を希望される場合は、あらかじめ本約款を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

(2) 当社は、以下の場合には、その申込みを承諾しないものとします。

イ お客さまが本約款の内容に承諾していただけないとき。

ロ 法令、電気の需給状況、供給設備の状況、当社の与信基準適合性または料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他の事情により当社が承諾をしないことに合理的な理由があるとき。

(3) お客さまが本契約によって支払いを要することとなった電気料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ当社が通知することがあります。

### 7 需給契約の成立および契約期間

(1) 当社が示す契約条件をお客さまが承諾のうえ当社へ申込み、その申込みに対し当社は需給開始日をもって承諾したこととし、需給契約は成立いたします。ただし、お客さまからの申込みに対し、当社が12（承諾の限界）により承諾しない場合はその旨を電子メールまたは書面にてお知らせいたします。

(2) 契約期間は次によります。

- イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、需給開始日以降1年目の検針日までといたします。
- ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- ハ 前項に定める契約期間に関わらずお客さま及び当社が解約を希望する場合は、解約希望日の3ヶ月前までの相手方への通知により本契約を解約することができるものといたします。

## 8 需 要 場 所

需要場所は一般送配電事業者の託送供給約款の定めによります。

## 9 需給契約の単位

当社は、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合を除き、1需要場所について1料金プランを適用して、1需給契約を結びます。

## 10 供 給 の 開 始

- (1) 当社はお客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を決め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、手続及び技術上やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらかじめお客さまと協議のうえ、需給開始日を定め電気を供給いたします。

## 11 供 給 の 単 位

供給の単位は一般送配電事業者の託送供給約款の定めによります。

## 12 承 諾 の 限 界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を、支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

## Ⅲ 料 金

### 13 料 金

- (1) 料金は、別紙に定める基本料金、電力量料金および別表1(3)(再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とし、支払期日までにお支払いいただきます。
- (2) 別紙には適用条件、供給電気方式、供給電圧および周波数、契約電力等の詳細事項を定めます。

## Ⅳ 料金の算定および支払い

### 14 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始日から適用いたします。ただし、あらかじめ電気需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として電気需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

### 15 検 針 日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日に、一般送配電事業者が各月ごとに行ない、当社は一般送配電事業者から検針結果を受領するものとします。
- (2) 一般送配電事業者のやむをえない事情により、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針が行なわれる場合があります。

### 16 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間(以下「検針期間」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

## 17 使用電力量等の計量

- (1) 使用電力量の計量は、(2) の場合を除き、一般送配電事業者が設置した計量器により計量いたします。なお、計量の結果は、料金の算定期間ごとにお客さまにお知らせいたします。
- (2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、一般送配電事業者が示す協議値を基にお客さまと当社との協議によって定めます。

## 18 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
  - イ 電気の供給を開始、再開、休止または停止し、もしくは需給契約が消滅した場合
  - ロ 契約種別、契約負荷設備、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
  - ハ 16 (料金の算定期間) の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

## 19 日割計算

- (1) 当社は、18 (料金の算定) (1)イ、ロまたはハの場合には、次により料金を算定いたします。
  - イ 基本料金、最低料金、最低月額料金は、その対象となる日数に応じて日割計算をいたします。
  - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
  - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
  - ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 18 (料金の算定) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。  
また、18 (料金の算定) (1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用します。
- (3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、前月の力率にもとづいて、日割計算をいたします。

## 20 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限

- (1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。
- イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。
  - ロ 21（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイによる日といたします。
  - ハ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。
- (2) お客様の料金は、次のイから二の場合を除き支払義務発生日の翌日から起算して40日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。なお支払期日または支払期限の最終日が金融機関の休日に該当する場合は、それぞれ、その後の最初の営業日といたします。ただし、電気需給契約書と異なる場合は電気需給契約書の内容を優先するものとします。
- イ お客様が、振り出し、もしくは引受けた手形または振り出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた場合
  - ロ お客様が、破産、民事再生、会社更生、特別清算およびこれらに類する法的申請の申し受け、または自ら申立を行った場合
  - ハ お客様が、強制執行または担保権の実行として競売の申立を受けた場合
  - ニ お客様が公租公課の滞納処分を受けた場合
- (3) (2) イから二までに該当する場合は、お客様の料金の支払期限は、次のとおりといたします。
- イ (2) イから二までに該当する事由が発生した日までに支払義務が発生し、支払われていない料金（既に支払期限を経過している料金を除きます。）については、該当する事由が発生した日までといたします。ただし、その該当する事由が発生した日に支払義務発生日から7日経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日以内といたします。
  - ロ (2) イから二までに該当する事由が発生した日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から7日以内といたします。
- (4) お客様が、(2) イから二までに該当する事由を解消された場合には、当社に申し出ていただきます。この場合、その事由が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、お客様がその事由に該当しなかったものとみなします。

## 21 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。ただし、払い込みにより支払っていただく場合の手数料はお客様にご負担いただきます。なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は次によります。
- イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合には、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
  - ロ お客さまが料金を、当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
  - ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した方法によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- (2) お客さまが料金を(1)により支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
  - ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。
  - ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客様の承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (6) お客さまが料金を(1)ロにより支払われる場合は、1,000円を下回る料金については、当社は、(1)にかかわらず、翌月の料金とあわせて支払っていただくことがあります。ただし、この支払方法を承諾しないことをあらかじめ申し出ていただいた場合は、この限りではありません。

## 22 延滞利息

- (1) お客さまが料金を、支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を21（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して20日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合をいいます。）を乗じて算定して得た金額といたします。なお、消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。
- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

## 23 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3ヶ月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
  - イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合
  - ロ 新たに電気を利用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。
    - (イ) 他の供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を、支払期日を経過してなお支払われなかった場合
    - (ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合
- (2) 予想月額料金は、お客さまの過去の実績等を勘案して算定いたします。
- (3) 保証金の預かり期間は、契約終了の日以降60日目の日までといたします。
- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合または支払期限を経過してもなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払料金に充当することがあります。
- (5) 当社は保証金について、利息を付しません。

## V 使用および供給

### 24 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

### 25 需要場所への立ち入りによる業務の実施

当社または一般送配電事業者が業務遂行上、需要場所への立ち入りが必要と認める場合、お客さまの承認をえて需要場所へ立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

### 26 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
  - ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
  - ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生じる場合
  - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
  - ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものとし、また、この場合は、法令で定める技術基準とその他の法令等にしたが、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

## 27 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
  - ロ お客さまの需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社または一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
  - ハ 託送供給等約款に反して、一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。
- イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
  - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
  - ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
  - ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき
  - ホ 26（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合
- (3) お客さまがその他本約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。

## 28 違 約 金

- (1) お客さまが27（供給の停止）(3)ロからホまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、本約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6ヶ月以内で当社が決定した期間といたします。

## 29 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- イ 異常湧水等により電気の需給上やむをえない場合

- 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
  - 八 一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
  - 二 非常変災の場合
  - ホ その他電気の需給上、または保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

### 30 制限または中止の料金割引

- (1) 当社は、29（供給の中止または使用の制限もしくは中止）（1）によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、当社は次のように割引いたします。ただし、その原因がお客様の責めとなる場合は、その限りではありません。

#### イ 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、18（料金の算定）（1）イ、ロの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1ヶ月の金額といたします。

#### ロ 割引率

1ヶ月中の制限、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

- 八 制限または中止延べ日数の計算延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

- (2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまにあらかじめお知らせして行う制限あるいは中止は、1ヶ月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1ヶ月につき1日とは一暦月の一暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

### 31 損害賠償の免責

- (1) 29（供給の中止または使用の制限もしくは中止）（1）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

- (2) 27（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または37（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

### **32 設備の賠償**

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合  
修 理 費
- (2) 亡失または修理不可能の場合  
帳簿価額と取替工費との合計額

## **VI 契約の変更および終了**

### **33 需給契約の変更**

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

### **34 名義の変更**

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

### **35 お客さまからの需給契約の解約**

引越し等のやむをえない事由によりお客さまが需給契約を解約しようとする場合は、あらかじめその解約日を定めて、当社に通知していただきます。当社および一般送配

電事業者は、原則として、お客さまから通知された解約日に需給を終了させるための適当な処置を行います。この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。需給契約は、37（解約等）、および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された期日に解約をいたします。

- イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の日以降に受けた場合は、通知を受け、処理が完了した日に需給契約を解約したものといたします。
- ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により供給を終了させるための処置ができない場合は、供給を終了させるための処置が可能となった日に需給契約が消滅するものといたします。

### 36 供給開始後の需給契約の変更または解約に伴う料金及び工事費の精算

お客さまが電気の使用を開始後、契約容量または契約電力を新たに設定または増加された日以降1年に満たないで、需給契約を解約する場合もしくはお客さまが契約容量または契約電力を減少しようとする場合において、一般送配電事業者の託送供給約款に基づき当社が一般送配電事業者より料金及び工事費の精算を求められる場合には、当社はその精算金ならびにその支払いに必要な手数料をお客さまより申し受けます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

### 37 解 約 等

- (1) イ お客さまが、35（お客さまからの需給契約の解約）による通知をされなくて、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。
- ロ 35（お客さまからの需給契約の解約）によらず、お客さまが新たな供給者から電気の供給を受けようとする場合、お客さまから当社へ解約を申し出ていただく必要はございませんが、電力広域的運営推進機関のスイッチングシステムを介して新たな供給者から当社へ供給者の変更を申し出ていただきます。また、その場合には新たな供給者から供給を受ける日をもってお客さまと当社の需給契約の解約日といたします。
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまとの需給契約を解約いたします。
  - イ お客さまが料金の支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
  - ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金の支払いを支払期日がさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ 本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，違約金，工事費負担金その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

- (3) 27（供給の停止）(1) (2) に基づき電気の供給を停止されたお客さまについては、当社は、需給契約を解約いたします。なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- (4) 当社との需給契約の解約にともない、結果的にお客さまが他の供給者から電気の供給を受けられない場合、一般送配電事業者による電気の供給が停止される場合がありますので、その場合お客さまは一般送配電事業者に対し、最終保証供給・特定小売供給を申し込む必要があります。

### **38 需給契約消滅後の債権債務関係**

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

## **Ⅶ そ の 他**

### **39 工事費負担金**

- (1) 当社が一般送配電事業者からお客さまにかかる工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにはその費用ならびに、その支払いに必要な手数料を負担していただきます。なお、当該費用は、託送供給約款の定めに従い一般送配電事業者が計算するものとし、原則として工事着手前にお支払いいただきます。
- (2) お客さまが希望する場合または当社が必要とする場合は、工事費等に関する必要な事項について、原則として工事着手前に工事費等に関する契約書を作成します。
- (3) 工事完成後、工事着手前にお支払いいただいた工事費負担金と、実際の工事費負担金に差異があり、一般送配電事業者から精算を求められた場合には、その費用ならびにその支払いに必要な手数料をお客さまにお支払いいただきます。

### **40 計量器等の取付け**

- (1) 必要な計量器、その付属装置（計量器箱および計量情報を伝送する為の通信装置等をいいます。）は、原則として一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担

で取り付けます。ただし、配線・配管工事等でとくに多額の費用を要するものについては、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けいただくことがあります。

- (2) 計量器、その付属装置の取付位置は、適当な計量ができ、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと一般送配電事業者との協議によって定めます。
- (3) 計量器、その付属装置の取付位置は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設した設備については、一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。
- (4) お客さまの希望によって計量器、その付属装置の取付位置を変更する場合には、当社は、一般送配電事業者が算定した実費ならびにその支払いに必要な手数料をお客さまより申し受けます。

#### **41 需給開始に至らないで需給契約を解約する場合等の費用の申受け**

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって電気需給開始に至らないで需給契約を解約または変更する場合は、当社は、一般送配電事業者から請求された費用の実費ならびにその支払いに必要な手数料をお客さまから申し受けます。なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要し、当該金額を一般送配電事業者から請求されたときは、その実費ならびにその支払いに必要な手数料を申し受けます。

#### **42 反社会的勢力との取引排除**

当社およびお客さまは、以下の各号について表明し、保証するものといたします。

- (1) 自己、または自己の役員、重要な地位の使用人これに準ずる顧問等、経営に実質的な影響力を有する株主等（以下「自己の役員等」といいます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (2) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと。
- (3) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力を利用していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (4) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与していないこと、ま

た今後もそのようなことはないこと。

- (5) 当社およびお客さまは、自らまたは第三者を利用して、相手方および相手方の役職員、株主、関係会社、親会社、顧客、取引先等の関係先等（以下「関係者等」といいます。）に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方および相手方の関係者等の名誉や信用を毀損せず、相手方および相手方の関係者等を妨害しないこと。

#### 43 契約の解除

当社は、お客さまが次の各号の一に該当する場合、需給契約を解除することができるものとし当該解除によりお客さまが被った損害につき、一切責任を負わないものとします。

- (1) お客さまが「反社会的勢力」であると判明した場合。
- (2) お客さまが、42（反社会的勢力との取引排除）の表明保証に反していることが判明した場合。
- (3) お客さまが当社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害したとき、その他これらに類する行為を行った場合。
- (4) お客さまが当社の従業員その他の関係者に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合。

#### 44 個人情報の保護

- (1) 当社は、お客さまの個人情報を当社が定める「個人情報保護方針」に基づき、個人情報の保護を適切に行います。
- (2) 当社は以下の者との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります。

小売電気事業者、一般電気事業者、電力広域的運営推進機関、一般財団法人電源地域振興センター

##### イ 共同利用の目的

- ① 託送供給契約又は発電量調整供給契約（以下「託送供給等契約」といいます。）の終結、変更又は解約のため
- ② 小売供給契約（離島供給及び最終保障供給に関する契約を含む。）又は電気需給契約（以下「小売供給等契約」といいます。）の廃止取次のため
- ③ 供給（受電）地点に関する情報の確認のため
- ④ 電源立地地域対策交付金手続きのため

- ⑤ 電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務の遂行のため

□ 共同利用する情報項目

- ① 基本情報：氏名、住所、電話番号及び小売供給等契約の契約番号等
- ② 供給（受電）地点に関する情報：託送供給等契約を締結する一般電気事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法等

八 共同利用の管理責任者

- ① 基本情報：小売供給等契約を終結している小売電気事業者（但し、離島供給又は最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、一般送配電事業者）
- ② 供給（受電）地点に関する情報：供給（受電）地点を供給区域とする一般送配電事業者
- ③ 電源立地地域対策交付金を交付する一般財団法人電源地域振興センター

## 45 著作権等

- (1) 当社のWebサイト等が提供する情報に関する著作権その他の知的財産権は当社に帰属します。
- (2) お客さまが、当社と需給契約を締結することにより得られる一切の情報を、当社またはこれらの情報に関し正当な権利を有する者の事前の許諾なしに、私的使用の範囲を超える目的で複製し、出版し、放送し、公衆送信する行為等をその方法のいかんを問わず自ら行うこと、および第三者をして行わせることは法令により、禁じられています。

## 46 広告電子メール等の送信等

- (1) 当社は、お客さまに対して需給契約に関する取引内容の説明、利用料金等の通知その他重要なお知らせ等を行う際に、広告宣伝が付随的に含まれる広告電子メールの送信を行うことがあります。
- (2) 当社は、お客さまに対し、広告宣伝を行うために、印刷物の配送等（サンプル・試供品の配送その他の提供を含みます。以下本条にて同じ。）を行うことまたは電話をすることがあります。

- (3) お客さまは、当社からの広告電子メールの送信または前項所定の印刷物の配送もしくは電話をすることを希望しない場合には、当社に通知することにより、当社からの広告電子メールの送信もしくは広告宣伝のための印刷物の配送等または電話を拒否することができます。

#### **47 準拠法**

本約款に関する準拠法としては、すべて日本国の法令を適用します。

#### **48 専属的合意管轄裁判所**

電気供給契約に関して訴訟の必要が生じた場合、福岡地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 附 則

### 1 本約款の実施日

本約款は、平成28年4月1日から実施した約款を改訂したものであり、約款第5項に基づき、平成30年10月1日より適用いたします。

# 別表

## 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

### (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める賦課金の額の算定の対象となる電気に適用いたします。

### (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1ヶ月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までに期日に当該事務所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は1円とし、その端数は切捨てます。

## 2 燃料費調整

### (1) 燃料費調整額の算定

#### イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、通関統計の輸入品の数量および価格の値に基づき、次の算定によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1490$$

$$\beta = 0.2575$$

$$\gamma = 0.7179$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格及び1トン当たりの平均石炭価格の単価は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

#### ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は1銭とし、その端数は小数点第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が33,500円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (33,500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{の基準価格} / 1000$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が33,500円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 33,500\text{円}) \times (2) \text{の基準価格} / 1000$$

#### ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間とお客さまの請求期間に応じて適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の6月1日から 6月30日までの期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の7月1日から 7月31日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の8月1日から 8月31日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の9月1日から 9月30日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の10月1日から 10月31日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の11月1日から 11月30日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の12月1日から 12月31日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月1日から 1月31日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月1日から 2月末日までの期間
毎年11月1日から 翌年1月31日までの期間	翌年の4月1日から 4月30日までの期間
毎年12月1日から 翌年2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月1日から 5月31日までの期間

## 二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1ヶ月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

1キロワット時につき	17銭6厘（税込）
------------	-----------